



2018年9月21日

受益者の皆様へ

UBSアセット・マネジメント株式会社

「日興UBS中国A株ファンド 愛称:桃源郷」の約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「日興UBS中国A株ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)につきましては、この度、投資対象である中国A株市場における規制緩和等に伴う流動性の改善を受けて、毎月の特定日に限って受け付けていたご換金のお申込みを、毎営業日※に受け付けることとする約款変更を下記の通り実施いたしますので、お知らせいたします。また、この機会に合わせて、当ファンドの名称変更およびその他所要の変更を行います。

※上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはシンガポールもしくは香港の休日と同日の場合にはご換金のお申込みの受付は行いません。

敬具

記

1. 約款変更の適用日： 2018年10月10日

2. 約款変更の内容（下線部が変更箇所を示します。）

変更後	変更前
前付表 追加型証券投資信託 UBS 中国 A 株ファンド <u>(年1回決算型)</u>	前付表 追加型証券投資信託 <u>日興 UBS 中国 A 株ファンド</u>
約款本文 追加型証券投資信託 UBS 中国 A 株ファンド <u>(年1回決算型)</u> 約款	約款本文 追加型証券投資信託 <u>日興 UBS 中国 A 株ファンド</u> 約款
(受益権の申込単位および価額) 第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資または累積投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申	(受益権の申込単位および価額) 第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、 <u>1万円以上</u> 1円単位または <u>1万口以上</u> 1口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込に応じができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資または累積投資に関する契約（以下「別に定める契約」とい

変更後	変更前
<p>込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるるものとします。</p> <p>② (略)</p> <p>③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 (同右)</p>	<p>ます。) を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるるものとします。</p> <p>② (略)</p> <p>③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④一部解約金（第35条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、<u>7</u>営業日目から当該受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑦ (略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第35条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円単位または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。<u>なお、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</u></p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第35条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、<u>毎月の一定日において、委託者に1万円以上1円単位または1口単位の整数倍</u>で委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。<u>一部解約の実行の請求は、原則として、毎月11日から20日（国内の休業日または「海外市場の休業日」に該当する場合はそれぞれ翌営業日とします。）までに行うものとし、当該特定期間中に申込まれた一部解約の実行の請求については、申込締切日の翌々営業日（「海外市場の休業日」に該当しない日をいいます。）を特定日（特定日が国内の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）として、当該特定日に受付けたものとして取扱われます。ただし、第1回目の申込みは、2009年10月13日から2009年10月20日までとし、当該申込期間にかかる特定日は2009年10月22日とします。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。</p> <p>④～⑦ (略)</p>
	<p>② (略)</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日（特定日）の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。</p> <p>④～⑦ (略)</p>

以上